

事 務 連 絡

平成 24 年 10 月 22 日

地方獣医師会会長 各 位

公益社団法人 日 本 獣 医 師 会

専務理事 矢 ヶ 崎 忠 夫

関連法規に基づき獣医師が行うべき申請及び届出手続きの 周知の徹底について

このことについて、平成 24 年 10 月 3 日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事班から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、獣医師法第 22 条の規定に基づく獣医師の届出とは別に、下記の申請及び届出を行う必要があるため、同法第 22 条の届出と混同せず適切な対応をとる旨、本会会員に周知の徹底を依頼されたものです。

なお、新届出様式に基づく届出用紙は、本会から頒布の予定ですので、申し添えます。

記

獣医師法 22 条の届出以外にある、獣医関連法規により定められた申請及び届出

(1) 獣医師法に基づく獣医師名簿の登録事項変更（提出先：農林水産省）

本籍地都道府県、氏名、性別等に変更が生じたとき

（なお、免許取り消しを希望する際の申請、獣医師の死亡届も農林水産省に提出する必要があります）

(2) 獣医療法に基づく診療施設開設届けの事項変更（提出先：都道府県）

診療施設において、開設者、管理者又は診療の業務を行う獣医師に変更が生じたとき

（なお、この変更には氏名等の変更も含まれます。また、診療施設を休止・廃止する場合にも届出の必要があります）

以上

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



事務連絡

平成24年10月3日

公益社団法人日本獣医師会事務局 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事班

獣医師に課せられた申請・届出手続きの周知への協力について

日頃から、獣医事行政の推進に御理解・御協力頂き感謝申し上げます。

獣医師は、獣医師法に基づく免許の申請等や獣医療法に基づく診療施設の開設の届出等が義務づけられています。

しかしながら、例えば、婚姻等により氏名等が変更された場合、①獣医師法第22条の届出を行ったことにより、或いは、②貴会の会員獣医師であって、地方獣医師会の会員登録事項の変更手続きを行ったことにより、獣医師法第9条の規定に基づく獣医師法施行規則第3条の登録事項の変更の申請も完了したものと誤認し、当該申請が適切に行われない事例があると聞き及んでいます。本年は、獣医師法第22条の届出の年であり、このような誤認により必要な申請・届出が適切に行われない事例の増加が懸念されます。

つきましては、獣医師に課せられた申請・届出手続きが確実に行われるよう、貴会会員への周知に御協力いただきたくよろしくお願いします。

【参考】獣医関連法規により獣医師に課せられた申請・届出

- (1) 獣医師法第9条に基づく獣医師名簿の登録事項変更（届出先：農林水産省）
本籍地都道府県名、氏名、性別等に変更が生じた際の申請
※ 免許取消を希望する際の申請や、死亡等の届出も農林水産省へ行う必要
- (2) 獣医師法第22条に基づく届出（届出先：都道府県）
2年に一度、獣医師免許保持者の就業状況等を把握するために行われる届出
- (3) 獣医療法第3条に基づく診療施設開設届の事項変更（届出先：都道府県）
診療施設において開設者、管理者又は診療の業務を行う獣医師に変更が生じた際の届出
※ 診療施設を休止・廃止する場合の届出も都道府県へ行う必要

なお、住民票や戸籍謄本の登録事項変更については別途行ってください。

獣医師の皆様へ

獣医師法第22条の届出を忘れずに!

獣医師法第22条の届出は、獣医師の分布、就業状況、移動状況等を的確に把握するため、2年ごとに行われており、獣医師にはその届出が義務付けられています。

- ◎ **平成24年度は、獣医師法第22条の届出を行わなければなりません。**
- ◎ **平成24年12月31日現在の状況を、平成25年1月1日から1月31日までに、お住まいの都道府県に届け出てください。**
- ◎ **今年度から、届出様式が変更になりました。詳細は農林水産省HP（下記URL）に掲載されています。**

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>



☆ **届出様式の入手については、ご所属の地方獣医師会にお問い合わせください。**

☆ 結婚等により、氏名や本籍地都道府県が変更された場合には、変更があった日から30日以内に、登録事項の**変更申請を別途**行ってください。変更申請の詳細は農林水産省HP（下記URL）に掲載されています。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>



☆ また、診療施設の開設者は、本人、施設の管理者又は診療の業務を行う獣医師が、結婚等により、氏名等を変更した場合には、変更があった日から10日以内に、**届出を別途**行ってください。届出の詳細は各都道府県にお問い合わせください。